

## 市が保有する個人情報の適切な管理のための措置について

## 1 安全管理措置について

## (1) 改正後の個人情報の保護に関する法律における規定

- ・法第66条第1項において、行政機関等は、保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることが義務付けられている。

(安全管理措置)

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- 1 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- 2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の施設の管理の業務
- 3 第58条第1項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 4 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 5 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

- ・個人情報保護委員会は「個人情報の保護に関する法律ガイドライン（行政機関等編）」において、法第66条第1項について、次の解釈を示している。

## ○行政機関の長等の安全管理措置義務

- ・安全管理措置の内容としては、例えば、保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲や権限の内容を業務に必要な最小限の範囲に限定する、あるいは保有個人情報が記録された媒体を保管する場所を定めた上で施錠等を行うといった対応が考えられる。
- ・大量の保有個人情報を取り扱う行政機関等や、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして漏えい等が生じた場合に本人の権利利益が侵害される危険が大きい行政機関等においては、本ガイドラインの安全管理措置その他委員会が示す資料等を参照の上、安全管理措置を確実に講じることが求められる。
- ・求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。

- ・デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある。
- ・個人情報の取扱いを委託する場合は、上記サイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考に委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準や委託先の選定基準を整備するとともに、委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項（委託先における情報管理に関する条項、再委託先の選定に関する条項、委託先に対する監査に関する条項等）を盛り込んだ上で、定期的な監査を行う等、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うことが考えられる。
- ・委託先が個人情報取扱事業者（法第16条第2項）に該当する場合には、委託先において、個人データに関する安全管理措置を講ずべき義務（法第23条）も負うこととなるところ、行政機関の長等は、委託先に対する必要かつ適切な監督の一環として、法に従った個人データの適切な取扱いが確保されるように、委託先に対して必要な助言や指導を行うことが考えられる。
- ・委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合で、委託先（再委託先を含む。）が個人情報について不適切な取扱いを行ったときは、委託元である行政機関等による法違反と判断され、行政機関等に対して必要な指導、助言、勧告等を行うことが考えられる。

## （2） 個人情報保護委員会が示す、法第 66 条第 1 項の規定を踏まえた指針について

- ・個人情報保護委員会では、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」において、法第66条第1項の規定を踏まえ、行政機関等の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として最小限講ずるべき措置を指針として示している。(資料4)

## 2 対応の方向性

- ・法第 66 条第 1 項の規定により、本市においても、市が保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずべき義務が生じている。
- ・個人情報保護委員会による「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイドライン（行政機関等編）」等、国が示す資料等を参照して安全管理措置を確実に講ずることが求められている。

### <事務局案>

- ・法第 66 条第 1 項の規定に基づき、個人情報保護委員会によるガイドライン、事務対応ガイドにおいて示されている指針等を踏まえ、本市が保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるため、「春日部市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（案）」を策定したいと考えております。